

## 入札心得

(趣旨)

- 1 この心得は、焼津市が行う競争入札に参加しようとするもの(以下「参加者」という)が守らなければならない事項を定める。

(入札の基本的事項)

- 2 参加者は地方自治法、焼津市契約規則、焼津市財務規則、その他関係法令並びに、仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

(入札参加)

- 3 参加者は、指定した時刻及び場所に出席してください。入札時刻に遅れたり、連絡がない場合は、棄権とみなし処理しますから、時刻は厳守してください。

(入札の方法)

- 4 落札決定に当たっては、予定価格以内であって最低価格の入札者をもって落札とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること(消費税及び地方消費税抜きの額)。消費税及び地方消費税は請求のとき、請求額(入札価格に非課税分が含まれる場合にはその分を除く)に5%を加算し請求する。ただし、その請求額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 5 参加者は、焼津市契約規則に定められた様式により入札書を作成し封印のうえ、表面に「入札番号・入札書在中」裏面に「参加者の住所・氏名」を記載し、指示された場所に提出してください。

(入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用いてください。

(例)

¥	1	2	3	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

金額の訂正はできない。

金額以外の訂正は、誤字に2線を引き、上部を正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。

(入札書の書換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(代理人による入札)

- 8 代理人が入札を行う場合には、入札会場において委任状を提出するとともに、入札書については、入札者欄に本人を表示し、その下に代理人(受任者)の氏名の記入及び押印をして、提出してください。なお、入札書に押印する代理人の印は、委任状に押印する印と同一のものとしてください。

(例)

	住	所
入札者	商号又は名称	株式会社
	代表者氏名	代表取締役
	代	理 人

⑧

(入札の無効)

9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札。

(3) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理を兼ねて入札をした者の入札。

(4) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札。

(5) 委任状を持参しない代理人のした入札。

(6) 記名、押印を欠く入札。

(7) 金額を訂正した入札。

(8) 金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき。

(9) 入札に際して談合等不正行為があったとき。

(10) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤によると入札執行者が認めた場合の入札。

(11) その他入札の条件に違反したとき。

(入札の中止等)

10 市長は、必要と認めるときは、入札執行を延期し、又は中止することがあります。

(落札者の決定)

11 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札人となるべき同一価格の入札があったときは、直ちに抽選で落札人を決定します。この場合、抽選を辞退することはできません。

(入札回数)

12 入札回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は最低価格の入札者と話し合いにより落札人を決定します。

(再度の入札)

13 開札した場合において落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

(再度の入札に参加できない者)

14 第一回目の入札において無効とされた入札者。

(契約書の提出)

15 落札の申し渡しを受けたときは、その日から5日以内に別紙様式による契約書に記名押印し提出してください。

(異議の申し立て)

16 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又は、その内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。